

令和6年度久留米市の給与・定員管理の状況

目次

1	総括	2
2	職員の平均給与月額、初任給等の状況	3
3	一般行政職の級別職員数等の状況	4
4	職員の手当の状況	6
5	特別職の報酬等の状況	8
6	職員数の状況	9
7	公営企業職員の状況	10

<お問い合わせ先>

※ 1～6については、総務部人事厚生課 TEL : 0942-30-9056

※ 7については、上下水道部総務 TEL : 0942-30-8504

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 前年度の人件費率
令和5年度	301,518人	149,659,918千円	895,683千円	17,172,772千円	11.5%	12.1%

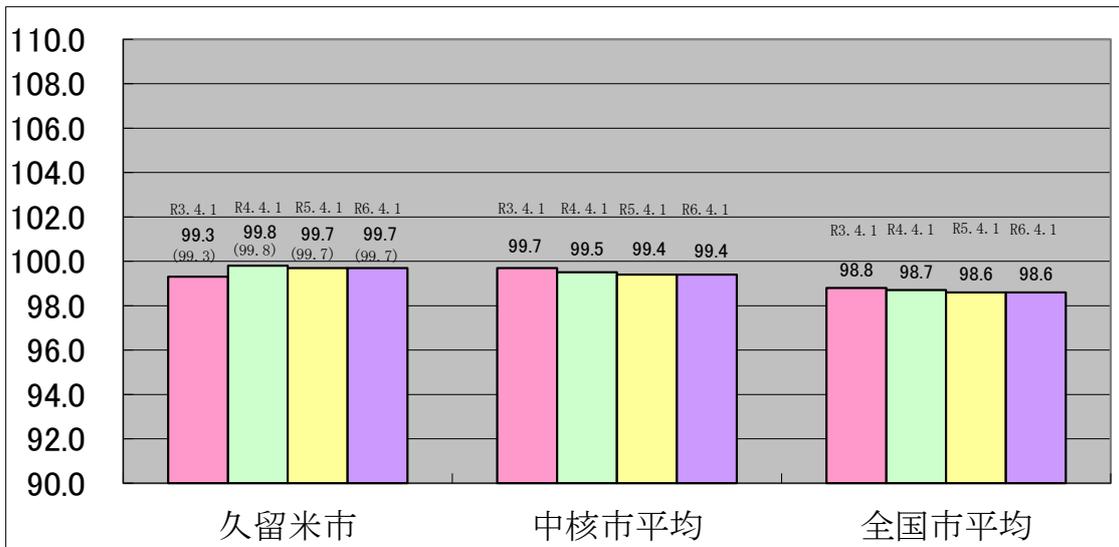
- (注) 1 普通会計とは、地方公共団体間の財政状況を比較するために用いる会計です。
2 人件費Bには特別職に支給される給与、報酬等を含みます。

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与			計 B	一人当たり給与費 B/A	(参考)中核市平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当			
令和5年度	1,663人	7,490,025千円	1,541,369千円	2,874,796千円	11,906,190千円	7,159千円	6,359千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含みません。
3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費を含みますが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
2 ()書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指します。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数です。（補正前のラスパイレス指数×（1＋当該団体の地域手当支給割合）／（1＋国の指定基準に基づく地域手当支給割合）により算出。）
3 中核市平均とは、中核市のラスパイレス指数を単純平均したものです。
4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いています。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

【 実 施 】

(給料表の改定実施時期) 平成28年4月1日

(内容)

行政職給料表について、国の平成26年度の総合的見直し及び平成27年度の給与の増額改定を踏まえ、平均1.4%引下げ。激変緩和のため、5年間(令和3年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。

② 地域手当の見直し

【 実 施 】

(実施時期) 平成28年4月1日

(内容)

国基準では不支給地域であるため、久留米市においても不支給。

(参考)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
国基準による支給割合	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給
久留米市の支給割合	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給	不支給

③ その他の見直し

【 実 施 】

国の改定内容を踏まえ、管理職手当、管理職員特別勤務手当、単身赴任手当及び退職手当について見直しを実施。(平成28年4月1日実施)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和6年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
久留米市	43.1 歳	329,671 円	402,010 円	359,788 円
福岡県	41.8 歳	320,359 円	411,185 円	360,694 円
国	42.1 歳	323,823 円	— 円	405,378 円
中核市	42.3 歳	322,065 円	406,828 円	366,830 円

② 技能労務職

区 分	公務員				
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)
久留米市	58.5 歳	2 人	273,050 円	307,640 円	281,540 円
福岡県	57.2 歳	302 人	321,892 円	373,578 円	349,873 円
国	51.2 歳	1,829 人	288,144 円	— 円	330,553 円
中核市	50.9 歳	183 人	319,664 円	376,837 円	350,144 円

③ 高等学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
久留米市	47.3 歳	379,642 円	428,022 円
福岡県	45.7 歳	369,731 円	431,579 円
中核市	46.4 歳	381,406 円	446,739 円

- (注) 1 一般行政職とは、福祉、民生などの事務及び土木、建設の設計などの業務に従事する職員です。
 2 技能労務職とは、保育園の給食調理などの業務に従事する職員です。
 3 「平均給料月額」とは、職種ごとの職員の基本給の平均です。
 4 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区分	久留米市	県	国	県内民間企業	全国民間企業
一般行政職	大学卒	202,400 円	202,400 円	196,200 円	224,430 円
	高校卒	170,900 円	170,900 円	166,600 円	182,852 円
技能労務職	高校卒	169,000 円	— 円	— 円	
	中学卒	— 円	— 円	— 円	
高等学校教育職	大学卒	226,100 円	226,100 円	— 円	
	高校卒	— 円	183,400 円	— 円	

(注) 1 県内民間企業の初任給の額は、令和6年県職種別民間給与実態調査より抜粋。

2 全国民間企業の初任給の額は、令和6年国職種別民間給与実態調査より抜粋。

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（令和6年4月1日現在）

区分	経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	272,287 円	348,176 円	379,900 円
	高校卒	244,550 円	319,975 円	360,622 円
技能労務職	高校卒	— 円	— 円	— 円
	中学卒	— 円	— 円	— 円
高等学校教育職	大学卒	314,800 円	402,233 円	419,860 円
	高校卒	— 円	— 円	— 円

(注) 1 該当者がいない欄および該当が1名の欄については「—」としています。

2 経験年数とは、卒業後直ちに採用され、引き続き勤務している場合の採用後の年数です。

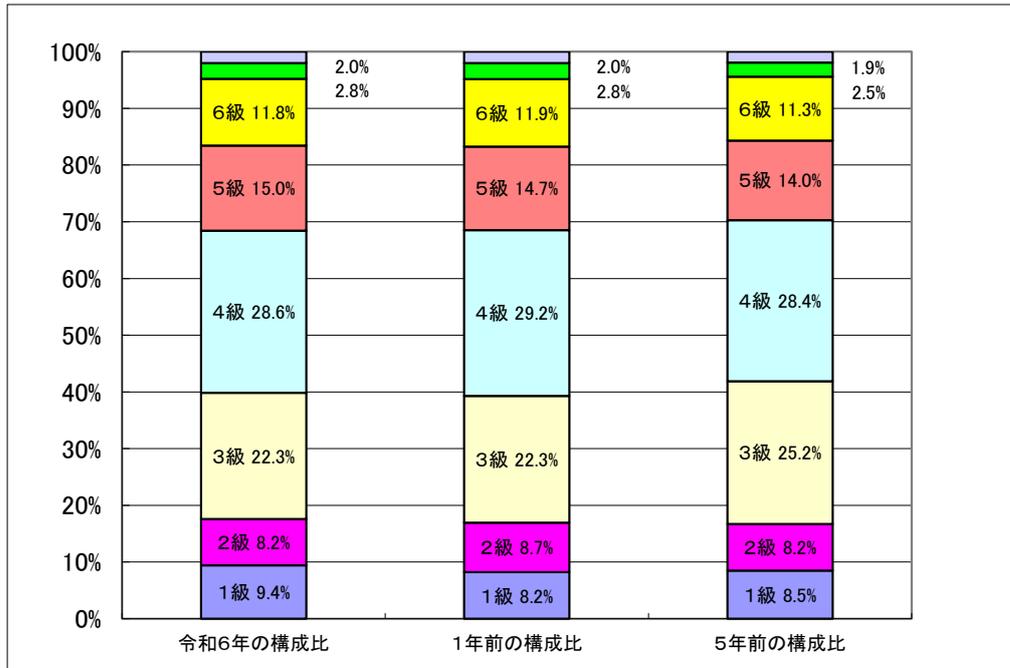
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和6年4月1日現在）

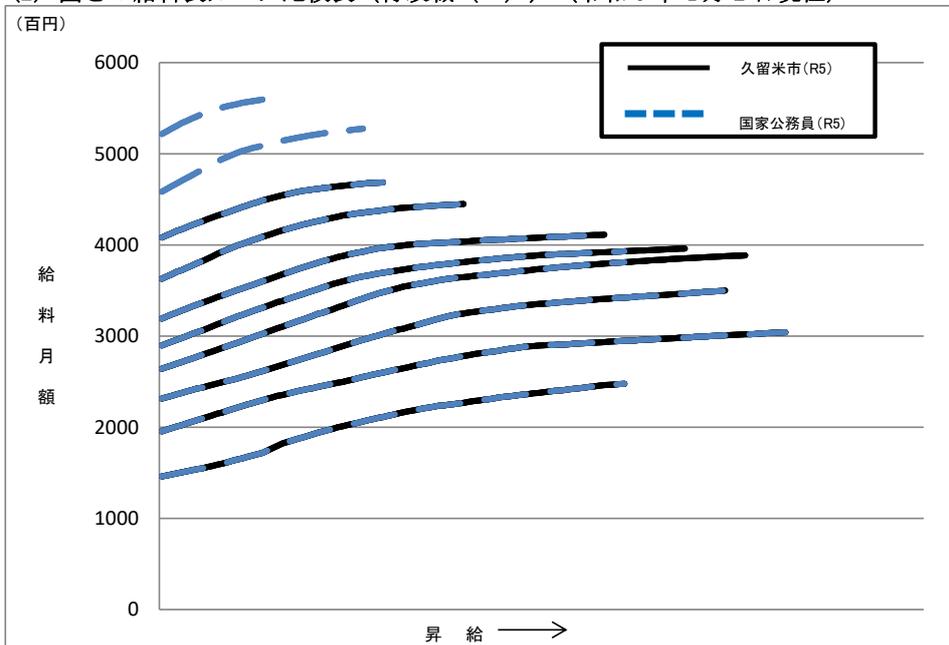
区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
8 級	部長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	27 人	2.0 %	410,300 円	470,000 円
7 級	1 次長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	37 人	2.8 %	365,500 円	446,200 円
6 級	課長の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	157 人	11.8 %	323,100 円	412,300 円
5 級	1 課長補佐の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務	199 人	15.0 %	295,400 円	397,000 円
4 級	1 主査の職務又は職務の複雑、困難及び責任の度がこれと同程度のものとして市長が別に定める職の職務 2 困難な業務を行う主任主事の職務	380 人	28.6 %	271,600 円	389,500 円
3 級	主任主事の職務	296 人	22.3 %	240,900 円	351,000 円
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事の職務	109 人	8.2 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主事の職務	125 人	9.4 %	162,100 円	249,400 円

(注) 1 久留米市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（久留米市）

令和6年度中における運用		管理職員		一般職員	
イ	人事評価を活用している	○		○	
	活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
	上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
	上位、標準の区分				
	標準、下位の区分				
	標準の区分のみ(一律)	/		/	
ロ	人事評価を活用していない				
	活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

久留米市	県	国
1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,500 千円	1人当たり平均支給額(令和5年度) 1,637 千円	—
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分	(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375) 月分 (0.975) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置有り

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)(久留米市)

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当(令和6年4月1日現在)

久留米市	国	
(支給率) 自己都合 勸奨・定年	(支給率) 自己都合	応募認定・定年
勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分	勤続20年 19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分	勤続25年 28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分	勤続35年 39.7575 月分	47.709 月分
最高限度 47.709 月分 47.709 月分	最高限度 47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)	
自己都合 勸奨・定年		
1人当たり平均支給額 1,495 千円 21,710 千円		

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含みます。

(3) 地域手当(令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		19,960 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		327,213 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度(支給割合)
福岡市内	10.0 %	5 人	10.0 %
東京都特別区	20.0 %	2 人	20.0 %
医療職給料表適用職員	16.0 %	3 人	16.0 %

(4) 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		12,275 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		69,744 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)		10.6 %	
手当の種類(手当数)		14種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
火葬業務手当	斎場に勤務する職員	直接火葬業務に従事したとき	日額 300円
行旅病死人等収容手当	職員	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人1人につき 800円 死亡1人につき 5,000円
清掃作業手当	上津クリーンセンター及び宮ノ陣クリーンセンターに勤務する職員、又は浄化センターに勤務する職員	ビトステージ及び破砕機等による粉塵飛散下において、機器調整・清掃作業業務に従事したとき、又は汚泥、しごの処理・清掃業務に直接従事したとき	日額 300円
狂犬病予防手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防注射の作業又は犬の捕獲の作業に従事したとき	日額 300円
防疫作業手当	保健所に勤務する職員	感染症患者の救護、家畜伝染病の患畜の救護又は病原体の付着した物件を処理したとき	日額 300円
移送手当	保健所に勤務する職員	入院させる精神障害者の移送に従事したとき	日額 300円
結核患者訪問指導手当	保健所に勤務する職員	結核患者の家庭訪問指導業務に従事したとき	日額 300円
産業廃棄物等業務手当	職員	特別管理産業廃棄物の処理施設、積替及び保管施設又は投棄現場等への立入調査に従事したとき	日額 300円
動物死体処理手当	職員	路上等で横死した犬猫等の死体収集業務に従事したとき	日額 300円
災害応急作業手当	職員	異常な気象状況等のもとで、道路、河川、ため池、急傾斜地等において従事したとき	巡回監視 日額 480円 応急作業等 日額 730円
教育業務連絡指導手当	高等学校教職員	主任等に発令された教諭が当該担当に係る業務に従事したとき	日額 200円
教員特殊業務手当	高等学校教職員	修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うとき	日額 5,100円
〃	高等学校教職員	対外運動競技等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で宿泊を伴うもの又は週休日に行うもの	日額 5,100円
〃	高等学校教職員	学校の管理下において行われる部活動における生徒に対する指導業務で週休日、休日等に行うもの	日額 2,700円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	644,487 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	431 千円
支給実績(令和5年度決算)	704,514 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	456 千円

(注) 職員1人当たりの平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、1人につき6,500円～10,000円を支給	同じ	—	203,515 千円	254,712 円
住居手当	借家等に居住する職員に対し、28,000円を上限に支給	同じ	—	138,061 千円	291,884 円
通勤手当	通勤距離が2 ^{km} 以上の職員に対し、交通用具・距離区分に応じて55,000円を上限に支給	異なる	交通用具・距離区分毎の支給額	161,302 千円	99,877 円
単身赴任手当	勤務地の変更に伴ない、配偶者と別居し、単身で生活しなければならない職員に対し、30,000円～100,000円を支給	同じ	—	2,184 千円	728,000 円
管理職手当	管理職に対し、職務の特殊性に基づき、68,900円～101,700円を定額支給	異なる	職務毎の支給額	218,673 千円	864,320 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務1時間当たり給与額×1.35の額を支給	同じ	—	10,074 千円	22,092 円
宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対し、勤務1回につき4,200円を支給	異なる	5時間未満の半減支給の取り扱い	0 千円	0 円
管理職特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、15,000円を上限に支給	異なる	職務毎の支給額	3,232 千円	27,390 円
初任給調整手当	医療職など、専門的知識を有し、採用による欠員の補充が困難な職に採用された職員に対し、月額160,100円を上限に支給	異なる	期間区分毎の支給額	5,135 千円	1,711,600 円

5 特別職の報酬等の状況 (令和6年4月1日現在)

区分		給料月額等	
給料	市長	1,097,000 円	(参考)中核市における最高/最低額 1,180,000 円 / 707,000 円
	副市長	897,000 円	960,000 円 / 696,000 円
	議長	683,000 円	823,000 円 / 584,000 円
報酬	副議長	616,000 円	747,000 円 / 504,000 円
	議員	582,000 円	700,000 円 / 475,000 円
期末手当	市長	(令和5年度支給割合)	
	副市長	3.40 月分	
退職手当	議長	(令和5年度支給割合)	
	副議長	3.40 月分	
退職手当	市長	(算定方式)	(1期の手当額) (支給時期)
	副市長	給料月額×在職月数×支給率(50/100)	26,328,000 円 任期毎に支給
		給料月額×在職月数×支給率(35/100)	15,069,600 円 任期毎に支給

6 職員数の状況

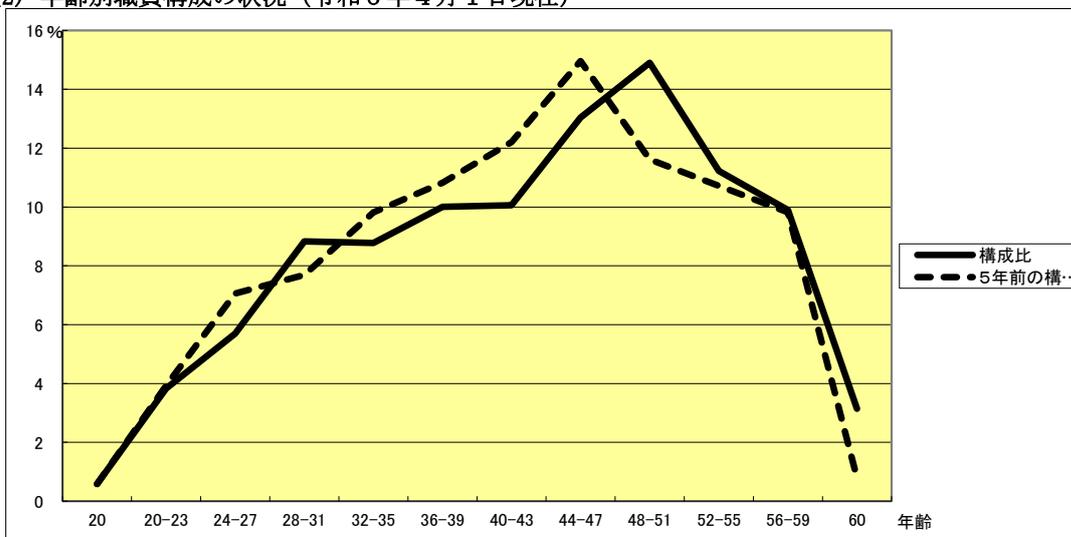
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年増減数	主な増減理由
		令和5年	令和6年		
普通会計部門	議会	13	13	0	
	総務	353	349	-4	
	税務	99	100	1	
	民生	323	322	-1	
	衛生	203	203	0	
	労働	9	9	0	
	農林水産	91	91	0	
	商工	51	51	0	
	土木	231	230	-1	
	計	1,373	1,368	-5	<参考> 人口1万当たり職員数 45.37人 (中核市の人口1万当たりの職員数 47.84人)
教育	290	288	-2		
小計	1,663	1,656	-7	<参考> 人口1万当たり職員数 54.92人 (中核市の人口1万当たりの職員数 65.57人)	
公営企業会計等部門	水道	72	72	0	
	下水道	51	52	1	
	その他	97	99	2	
	小計	220	223	3	
合計	1,883 [2,046]	1,879 [2,046]	-4	<参考> 人口1万当り職員数 62.32人	

- (注) 1 職員数とは、一般職に属する職員数のことで、地方公務員の身分を保有する休職者などを含み、市長などの特別職や教育長、県からの派遣職員、非常勤職員を除いた実配置数です。なお、教育部門には市立高校教職員を含みます。
- 2 市は、この他に再任用職員、任期付職員、会計年任用職員などを必要に応じて任用しています。
- 3 公営企業等会計部門のその他とは、国民健康保険・競輪・市場・介護・後期高齢者医療などの特別会計のことです。
- 4 []内は、条例定数の合計です。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和6年4月1日現在)



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	11人	72人	107人	166人	165人	188人	189人	245人	280人	211人	186人	59人	1,879人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

区 分	R2年	R3年	R4年	R5年	R6年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	1,368	1,357	1,358	1,373	1,368	0 (0.0%)
教育	288	288	290	290	288	0 (0.0%)
普通会計計	1,656	1,645	1,648	1,663	1,656	0 (0.0%)
公営企業等会計計	224	224	221	220	223	-1 (-0.4%)
総合計	1,880	1,869	1,869	1,883	1,879	-1 (-0.1%)

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 前年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和5年度	4,355,657千円	270,561千円	554,586千円	12.7%	11.3%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和5年度	78人	319,015千円	50,262千円	136,223千円	505,500千円	6,481千円

(参考) 団体平均 一人当たり給与費
6,118千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。
 3 職員数及び給与費については、職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含みません
 4 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
久留米市	44.3歳	340,828円	540,064円
団体平均	45.8歳	337,221円	508,691円

- (注) 1 基本給には給料のほか、地域手当、扶養手当を含みます。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含みます。
 3 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

久留米市		団体平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和5年度)	
1,724千円		1,505千円	
(令和5年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45月分	2.05月分	-月分	-月分
(1.375)月分	(0.975)月分	-月分	-月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置有り		職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	

- (注) 1 ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合です。
 2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均です。

イ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)	0千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	0円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	-%	-人	-%

ウ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績(令和5年度決算)				410 千円
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)				11,389 円
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)				46.2 %
手当の種類(手当数)				1種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	
保安手当	企業局職員	保安勤務に従事したとき	1回 1,000円	

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	30,426 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	441 千円
支給実績(令和5年度決算)	29,951 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	422 千円

オ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、1人につき6,500円～10,000円を支給	同じ	—	12,243 千円	272,062 円
住居手当	借家等に居住する職員に対し、28,000円を上限に支給	同じ	—	4,897 千円	306,060 円
通勤手当	通勤距離が2 ⁺ 以上の職員に対し、交通用具・距離区分に応じて55,000円を上限に支給	同じ	—	6,445 千円	100,701 円
管理職手当	管理職に対し、職務の特殊性に基づき、68,900円～93,700円を定額支給	同じ	—	7,814 千円	868,267 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務1時間当たり給与額×1.35の額を支給	同じ	—	422 千円	60,231 円
管理職特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、15,000円を上限に支給	同じ	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実収支	職員給与費	総費用に占める職員給与費比率	(参考) 前年度の総費用に占める職員給与費比率
	A		B	B/A	
令和5年度	6,732,323千円	761,011千円	258,203千円	3.8%	3.5%

区分	職員数	給与費				一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計	
	A				B	B/A
令和5年度	53人	208,383千円	36,234千円	88,923千円	333,540千円	6,293千円

(参考) 団体平均一人当たり給与費
6,023千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数については、令和6年3月31日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））を含み、会計年度任用職員を含みません。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれていますが、会計年度任用職員の給与費は含まれていません。
 4 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（令和6年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
久留米市	42.3 歳	327,646 円	524,434 円
団体平均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

- (注) 1 基本給には給料のほか、地域手当、扶養手当を含みます。
 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等全ての手当を含みます。
 3 団体平均とは、政令指定都市を除く市町村の平均です。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

久留米市		団体平均	
1人当たり平均支給額(令和5年度)		1人当たり平均支給額(令和4年度)	
1,678 千円		1,488 千円	
(令和5年度支給割合)		(令和4年度支給割合)	
期末手当	勤勉手当	期末手当	勤勉手当
2.45 月分	2.05 月分	- 月分	- 月分
(1.375) 月分	(0.975) 月分	- 月分	- 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)	
職制上の段階、職務の級等による加算措置有り		職制上の段階、職務の級等による加算措置有り	

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

2 団体平均とは、政令指定都市を除く平均です。

イ 地域手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		0 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
-	- %	- 人	- %

ウ 特殊勤務手当 (令和6年4月1日現在)

支給実績(令和5年度決算)		107 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)		5,331 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和5年度決算)		37.7 %	
手当の種類(手当数)		1種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
-	-	-	-

エ 時間外勤務手当

支給実績(令和4年度決算)	20,218 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	421 千円
支給実績(令和5年度決算)	22,132 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)	461 千円

オ その他の手当 (令和6年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(令和5年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和5年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に対し、1人につき6,500円～10,000円を支給	同じ	—	6,006 千円	222,444 円
住居手当	借家等に居住する職員に対し、28,000円を上限に支給	同じ	—	5,253 千円	350,213 円
通勤手当	通勤距離が2 ^{km} 以上の職員に対し、交通用具・距離区分に応じて55,000円を上限に支給	同じ	—	3,958 千円	101,483 円
管理職手当	管理職に対し、職務の特殊性に基づき、68,900円～93,700円を定額支給	同じ	—	4,218 千円	843,540 円
休日勤務手当	休日に勤務することを命じられた職員に対し、その勤務1時間当たり給与額×1.35の額を支給	同じ	—	459 千円	25,507 円
管理職特別勤務手当	管理職が、臨時又は緊急の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合、15,000円を上限に支給	同じ	—	83 千円	16,600 円